

## 国産乳製品等競争力強化対策事業に係る公募要領

### 第1 総則

国産乳製品等競争力強化対策事業（以下「本事業」という。）に係る公募については、この要領に定めるところによる。

### 第2 事業内容等

本事業における取組内容、応募主体の要件、採択要件、補助率等は別記に定めるところとする。

### 第3 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定の日から令和6年3月31日までとする。

### 第4 成果目標

成果目標の内容及び成果目標の目標年度は、別記に定めるところによるものとする。

### 第5 事業の実施手続等

- 1 応募主体は、事業実施計画書を作成するものとする。
- 2 応募主体は、「強い農業づくり総合支援交付金における費用対効果分析の実施について」(令和4年4月1日付け3農産第2896号農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知)に準じて費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分に検討するものとし、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。
- 3 本対策の実施に当たっては、「国産乳製品等競争力強化対策事業補助金に係る交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」(平成30年2月1日付け29生畜第1024号農林水産省生産局長通知)を適用するものとする。

### 第6 補助対象経費の範囲

- 1 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、本対策の実施に直接必要な経費のうち、別記に定める経費とする。
- 2 次の経費は、補助の対象とはならない。
  - (1) 本対策の事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
  - (2) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

### 第7 補助率

補助率は、1／2以内とする。

## 第8 申請書類の提出

応募主体は、1の表に掲げる申請書類（以下「申請書類」という。）を提出するものとする。

### 1 申請書類

| 申 請 書 類          | 提出部数 |
|------------------|------|
| 応募申請書（様式1）       | 1 部  |
| 申請書類チェックシート      | 1 部  |
| 確認項目チェックシート（様式2） | 1 部  |
| 事業実施計画書（様式3）     | 1 部  |
| 事業実施計画書添付資料      | 1 部  |

### 2 提出期間

令和5年8月28日（月曜日）～9月20日（水曜日）午後5時（必着）

### 3 問合せ先・提出先

問合せ先・提出先は、別紙のとおりとする。

ただし、問合せについては、月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く。）の午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間受け付けるものとする。

### 4 申請書類の提出に当たっての留意事項

ア 申請書類の提出は、原則として郵送、電子メール又は宅配便（バイク便を含む。）によるものとし、やむを得ない場合には、持参も可能とするが、FAXによる提出は受け付けない。

イ 申請書類を郵送する場合は、簡易書留、配達記録等、配達されたことが証明できる方法によることとし、申請書類を1つの封筒に入れ、「国産乳製品等競争力強化対策事業申請書類」と表に朱書きをして提出すること。また、余裕を持って投かんするなど、提出期間内に必着すること。

ウ 申請書類を電子メールにより提出する場合は、メールの件名を「国産乳製品等競争力強化対策事業の申請書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載すること。なお、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合には、件名の応募者名を「応募者名・その○（○は連番）」と記載すること。また、電子メール送信後に問合わせ先に連絡し、着信している事を必ず確認すること。

エ 提出期間内に到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうと無効とする。また、書類に不備等がある場合は、審査対象とはならないので、この要領を熟読の上、不備等のないように作成すること。

オ 申請書類の差替えは、原則として不可とする。

カ 事業実施計画書等は、パソコンのワープロソフトを用いて作成し、印字した文書を提出すること。

## 第9 申請書類等の審査

### 1 審査の方法

選定に当たっては、農林水産省地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）の事業担当課において応募の要件（応募主体の要件、採択要件、補助対象経費等をいい、以下「応募要件」という。）に該当すること及び事業実施計画書等の内容を確認した後、地方農政局長等は、当該事業実施計画書等を外部の有識者等により構成される選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮るものとし、畜産局長は、審査委員会を開催するものとする。

審査委員会においては、別に定める審査基準等に基づき、応募主体から提出された申請書類の審査を行い、予算の範囲内で、補助金を交付することが妥当と認められる者（以下「補助金交付候補者」という。）を選定する。

審査委員会の議事及び審査内容については、非公開とする。

なお、審査の経過は応募主体に通知しないものとし、問合せにも応じないものとする。

また、審査委員には、審査において知ることのできた秘密について、審査委員の職にある期間だけではなく、その職を退いた後についても第三者に漏えいしないという、秘密保持の遵守を義務付けるものとする。

### 2 審査の手続

審査は、以下の手続により実施するものとする。

- (1) 提出された申請書類は、地方農政局等の事業担当課において応募要件に該当すること及び事業実施計画書等の内容を確認するものとする。

応募要件を満たしていないものについては、審査の対象から除外するものとする。

- (2) 審査委員会による審査は、3に定める審査の観点に基づき行うこととし、必要に応じて、応募主体に対するヒアリング、問合せ又は資料の要求を行うことができるものとする。

- (3) (2)の結果を踏まえ、補助金交付候補者を選定するものとする。

### 3 審査の観点

事業実施計画書等の妥当性、申請経費の妥当性、応募主体の適格性及び事業の効果の観点から審査を行うものとする。

なお、過去3か年に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定の取消しがある応募主体については、この旨を審査に反映する。

### 4 審査結果の通知等

審査委員会による審査の結果（採択又は不採択）については、審査終了後速やかに、畜産局長から、地方農政局長等に対して通知するものとし、通知を受けた地方農政局長等は、応募主体に対して通知するものとする。

なお、補助金の交付は、国産乳製品等競争力強化対策事業費補助金交付等要綱（平成30年2月1日付け29生畜第1022号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」と

いう。)に基づき、必要な手続を行うものとする。

#### 第10 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、地方農政局長等の指示に従い速やかに、要綱及び国産乳製品等競争力強化対策事業実施要領(平成30年2月1日付け29生畜第1023号農林水産省生産局長通知)(以下「要綱等」という。)に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書及び事業実施計画書等(以下「申請書等」という。)を提出するものとする。地方農政局等の事業担当課において申請書等を審査した後、問題がなければ、地方農政局長等は、交付決定通知の発出及び事業実施計画書等の承認を行うものとする。

なお、申請書等の内容については、第9の申請書類等の審査の結果を踏まえて修正を依頼する場合がある。

#### 第11 不正行為等に対する措置

地方農政局長等は、事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本対策の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、必要な措置を講ずるよう指導できるものとする。

#### 第12 採択後の事業実施主体の責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、本対策の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければならないものとする。

##### 1 事業の推進

事業実施主体は、要綱等を遵守し、本対策の実施上のマネジメント、本対策の成果の公表等、本対策の推進全般に関する責任を持たなければならないものとする。

特に、申請書等の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、全て事業実施主体の下で一括して行うものとする。

##### 2 補助金の経理管理

交付を受けた補助金については、次の点に留意の上、経理管理を行うものとする。

- (1) 本補助金は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)が適用されるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、国の契約及び支払に関する諸規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果が上げられるように経費の効率的使用に努めるものとする。また、過剰と見られるような推進活動及び施設、機械の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。
- (3) 補助金の交付を受けた事業実施主体は、補助金に係る経理管理(預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得及び管理等)を当該事業実施主体の会計部局等において実施するものとする。

なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部局等に補助金の経理管理を実施させることができない場合は、国内に居住する経理能力を有すると認めた者(学生を除く。)に経理管理を行わせ、定期的に公認会計士又は税理士に経理

状況の確認を受けるなど、適正な執行に努めるものとする。

### 3 フォローアップ

事業実施期間中、地方農政局等の事業担当課によるフォローアップを実施し、所期の目的が達成されるよう、事業実施主体に対し、本対策の実施上必要な指導・助言等を行うとともに、本対策の進捗状況について必要な調査（現地調査を含む。）を行うものとする。

事業実施主体は、要綱に基づき、年度途中における本対策の遂行状況について報告するものとする。

### 4 取得財産の管理

本対策により取得又は効用の増加した事業設備等の財産の所有権は、事業実施主体に帰属するものとする。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があるものとする。

- (1) 本対策により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って効果的運用を図らなければならないものとする。
- (2) 本対策により取得し、又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上の財産について、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければならないものとする。

なお、農林水産大臣が承認した当該財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納入させることがあるものとする。

(別記)

## 国産乳製品等競争力強化対策事業

### 第1 事業の概要

本事業においては、国産チーズの競争力を高めるため、乳製品製造を行う食品事業者等が実施するチーズ製造におけるコストの低減又は販売額の増加に必要なチーズ製造施設及び設備の整備並びにこれらと一体的に実施する設備の廃棄に要する経費を支援する。

### 第2 事業の実施基準等

- 1 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既に終了しているものについては、本事業の交付の対象外とする。
- 2 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。  
また、事業費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成19年9月21日19経第947号農林水産省大臣官房長通知。）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省官房長通知）によるものとする。
- 3 補助の対象となる機械・器具・設備等は原則として新品とする。ただし、事業費の低減の観点等から必要と認められる場合には、中古品を対象とすることができるものとする。この場合における機械・器具・設備等は、その導入時において、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過年数を差し引いた残存期間が5年以上であるものに限るものとする。
- 4 既存の機械・器具・設備等の代替として同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新と見込まれる場合）については、本事業の補助の対象外とする。
- 5 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費については、本事業の補助の対象外とする。

### 第3 応募主体の要件

応募主体である「食品事業者又は乳製品製造を行うことが確実な者」とは、主たる事業所が日本国内に所在し、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

- 1 施設等の管理及び運営に当たり、事業実施主体が適切に収支計画を策定し、収支の均衡が取れていること。

- 2 事業実施主体において、自己負担分について適正な資金調達及び償還に係る計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること。
- 3 次の会社又は個人に該当しないこと。
  - (1) 資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える会社及び常時使用する従業員の数が300人を超える個人（(2)において「大会社等」という。）。
  - (2) 株主又は出資者の総議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上が、大会社等の所有に属している者。
- 4 構成員である法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

#### 第4 採択要件

採択要件は、次に掲げるとおりとし、これらを全て満たす場合に限り、事業実施計画を採択するものとする。

- 1 取組の内容が第5の成果目標に沿っていること。
- 2 整備対象である施設及び設備が第5の成果目標の達成に直結するものであること。
- 3 整備対象である施設及び設備の能力・規模が当該事業の事業実施主体の規模、過去の業績等からみて適正であること。
- 4 本事業により、地域の生乳需給や集送乳の合理化等に支障を来たさないことが確実であること。

#### 第5 成果目標及び目標年度

成果目標及び目標年度は、次に掲げるとおりとする。

##### 1 成果目標

成果目標は、チーズの製造コストの10%以上の削減又は販売額の10%以上の増加とする。

## 2 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度から3年度以内とする。

## 第6 事業実施計画書等の作成

応募主体は事業実施計画書（様式3）を作成し、地方農政局長等に提出することとする。

## 第7 補助対象経費

### 1 チーズ製造施設・設備の整備

補助対象経費は、チーズの製造のコスト低減又は生産量の増加に必要な次に掲げるチーズ製造施設及び設備の整備並びにこれらと一体的に実施する設備の廃棄に要する経費とする。

また、廃棄に係るチーズ製造設備等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、事業実施計画が作成されている場合にあっては、作成された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを補助対象経費から控除する。

#### （1）チーズ製造施設

原料乳取扱室、製造室、器具取扱室、熟成室、冷蔵室、包装室、排水・污水处理施設、製品検査室、その他チーズの製造に必要な施設・設備

#### （2）設計費等

機械器具設備等の廃棄・整備に係る設計費及び諸経費

### 2 廃棄設備の残余財産相当額の補填

（1）補助対象は、チーズの製造に必要な設備等（取得年月が明らかであって、その取得価額が単価20万円以上のものに限る。）を廃棄する際に、当該設備等について、耐用年数に応じて旧定率法又は定率法により減価償却を行った場合の当該設備等の未償却分の残余財産相当額（以下「残余財産相当額」という。）とする。ただし、耐用年数を超えている設備等は補助対象としない。

（2）個人において使用され、又は法人において事業の用に供された中古資産については、当該チーズ製造設備等において（1）の耐用年数以上に設定されている設備等のうち、（1）に定める要件を満たすものに限り補助対象とすることができる。

（3）補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア （1）又は（2）の設備等（以下「対象設備等」という。）を取得した営業年度（対象廃棄設備の営業年度又は事業年度等をいう。以下同じ。）における当該対象設備等の減価償却額は、当該対象設備等を取得した月にかかわらず、



当該営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。

イ 本事業により廃棄する設備において、

①対象設備等

②当該対象設備等に関する資本的支出分（法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額）

をそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、別個に減価償却を行っている場合にあっては、①の対象設備等が耐用年数を超えているときは、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、補助対象とはしない。

ウ 対象設備等について、資本的支出がなされ、当該対象設備等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象設備等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについて（１）、（２）並びに（３）のア及びイの規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。